

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

## ごあいさつ

今年もあと数日となりましたが、みなさまお元気にお過ごしでしょうか。当事務所も本日で仕事納めです。来年は6日から業務を開始致します。来年が皆様にとって良い年でありますように祈念いたします。さて今回は、滅多に起こらないけど、気をつけないととんでもないことになる「自賠責保険・共済の有効期限切れ」の問題を取り上げたいと思います。

平成23年12月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

## 自賠責保険の有効期限切れ

(問) 先日、自動車を運転中、うっかり追突事故を起こしてしまい、被害者に怪我を負わせてしまいました。運転していた車は、先日友人から譲り受けたもので、任意保険には入っていたのですが、自賠責保険の有効期限が切れていることに気づかず運転していました。どうなるのでしょうか。

(答え) まず、被害者に怪我を負わせたことによる治療費・慰謝料・休業損害等の損害賠償責任について検討します。これらの損害賠償責任については、通常、傷害の場合は、120万円までは自賠責保険で賄われ、それを超えた部分は任意保険で賄われることとなります。しかし、自賠責保険の有効期限が切れていた場合は、本来自賠責保険で賄われる120万円までは、加害者が自腹を切って支払わなければなりません。ですから、あなたがたとえ任意保険に加入していても、120万円までの損害賠償金は自分で支払わなければなりません。万が一、被害者が死亡した場合は、自賠責で賄われるはずであった3000万円までは自腹を切

(右上へ)

って支払う必要があります。また、被害者との示談交渉について、任意保険に加入していれば、通常は、保険会社による示談代行サービスを受けることができますが、自賠責保険が切れていた場合は、このサービスも受けられません。ですから、あなたは、被害者と自ら示談の話し合いをしなければなりません(もちろん弁護士に依頼することは可能です)。

次に、刑事・行政処分の関係ですが、過失で相手に怪我を負わせた点、自動車運転過失致傷罪(刑法211条2項)に問われるのは当然ですが、自賠責保険が切れていた車両を運転していたというだけで、懲役1年以下または50万円以下の罰金の罰則が設けられています(自動車損害賠償保障法5条、86条の3)。さらに、違反点数6点となり免許停止の行政処分も定められています。

このように自賠責保険切れの自動車を運転していると、非常に重たい民事、刑事、行政の責任を問われることとなりますので、自賠責保険・共済の有効期限切れには十分に注意して下さい。車では滅多に起こりませんが、とくに車検のない250cc以下のバイクや原付バイクでは、自賠責保険の有効期限切れに気が付かないでうっかり乗り続ける、ということがありうるので、十分注意しましょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊟)